

令和8年1月

内閣府政策統括官（サイバー安全保障担当）付

第1 趣旨

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律（令和7年法律第42号。以下「法」という。）の施行に伴い、重要電子計算機の範囲に関する規定その他の規定の整備を行う。

第2 概要

1 重要電子計算機の範囲に関する規定の整備

- (1) 法第2条第2項第1号の政令で定める電子計算機は、同号イからホまでに掲げる者が使用する電子計算機のうち、当該者が同号に規定する重要情報（(4)において「重要情報」という。）を記録するもの及びこれと電気通信回線で直接又は間接に接続されているもの等とする。（第1条第1項関係）
- (2) 法第2条第2項第1号ホの政令で定める法人として、16法人を定める。（第1条第2項関係）
- (3) 法第2条第2項第2号の政令で定める電子計算機は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号）第50条第1項に規定する特定社会基盤事業者が使用する電子計算機のうち、特定重要設備（同項に規定する特定重要設備をいう。）であるもの又は特定重要設備の一部を構成するもの等とする。（第1条第3項関係）
- (4) 法第2条第2項第3号の政令で定める電子計算機は、同号に規定する事業者が使用する電子計算機のうち、重要情報を記録するもの及びこれと電気通信回線で直接又は間接に接続されているものとする。（第1条第4項関係）

2 事務の委託に関する規定の整備

- (1) 法第72条第1項の政令で定める法人は、次に掲げる委託を行う事務の区分に応じ、それぞれ次に定める法人とする。（第2条第1項関係）
 - イ 法第37条に規定する事務 国立研究開発法人情報通信研究機構
 - ロ 法第41条に規定する事務 一般社団法人JPCERTコーディネーションセンター（平成15年3月18日に有限責任中間法人JPCERTコーディネーションセンターという名称で設立された法人をいう。）
- (2) 法第72条第2項の政令で定める法人は、(1)イ及びロに定める法人とする。（第2条第2項関係）

3 権限の委任に関する規定の整備

法第5条の規定並びに法第6条、第9条及び第10条の規定（いずれも法第5条に係る部分に限る。）による権限の委任について定める。（第3条関係）

第3 施行期日等

公布日：令和8年3月下旬（予定）

施行日：法の施行の日（令和8年10月1日）

以上